

欧州はどこへ行くのか QUO VADIS EUROPA ?

欧州統合構想と新たな欧州像の模索

田中 友義 Tomoyoshi Tanaka

駿河台大学経済学部 教授
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

EU では2001年12月14、15両日のベルギー・ラーケン欧州理事会 (EU サミット) での宣言によって2002年2月、ヴァレリー・ジスカールデスタン元仏大統領を議長とする「欧州の将来に関する諮問会議 (コンベンション)」 (Convention on the Future of Europe) が発足した。欧州統合構想と新たな欧州像の模索は、戦後に出発した欧州統合の最終形態をどのようなものに仕上げていくのかという点で、極めて興味深い課題である。

この諮問会議が2003年6月13日、欧州憲法最終草案を採択し、6月19、20日開催されたギリシャ・テッサロニキ欧州理事会もこの草案を原則承認し、本年10月から基本条約改正のための政府間協議 (IGC) でこの憲法草案が本格的に議論されることになる。

前々号 (本誌2003年春号 No. 51) では、欧州統合像を巡る長い論争の歴史、ド・ゴールとシューマン、モネとの関係、ドロールとサッチャーの対立、マーストリヒト条約と「連邦制」論争などを中心に論述したが、本号ではフィッシャー構想を始めとして、これまでに提案されたさまざまな欧州統合構想とそれらを巡る論議、欧州の将来に関するラーケン宣言、諮問会議の討論と最終草案の内容などを論述し、最後に、新たな欧州像の方向性を探ってみたい。

1. 百花繚乱の欧州統合構想

(1) フィッシャーの「欧州連邦」構想が起爆剤

ヨシュカ・フィッシャー独外相が2000年5月12日、ベルリン・フンボルト大学で統一憲法の下で1つの国家のように運営する「欧州連邦」構想を提案して以来、2004年の拡大EUを前にして欧州の将来像（「欧州のかたち」あるいは「欧州統合の最終形態」）を巡る議論が一段と熱を帯びてきた。

フィッシャー外相はベルリン・フンボルト大学で「連合から連邦へ -- 欧州統合の最終形態に関する考え方」というテーマで講演し（注1）、私見と断った上で、国家の連合（union of states）から欧州連邦（European Federation）としての完全な「議会化」（parliamentarization）への移行、このことは連邦の中で欧州議会と欧州政府が立法権と行政権をそれぞれ持つことを意味する、この連邦は憲法条約に基礎を置くものであるという今後10年以上を見越した欧州連邦構想を明らかにした。

この構想の中でフィッシャー外相は、欧州統合は欧州と国民国家との

間の主権の分割（補完性原則、principle of subsidiarity）（注2）に基づいて完成する、欧州議会は国民国家の欧州（Europe of nation-states）と市民の欧州（Europe of citizens）を代表する二院制で構成する、このうちの一院は同時に各国の国内議会にも所属する議員で構成され、他の1つは普通選挙で直接選出されるある種の参議院（senate）である、欧州の行政府もしくは欧州政府に関しては、2つの方式が開かれている。1つは欧州理事会を欧州政府に発展させる、すなわち各国政府で構成する。もう1つは現在の委員会の構成を基礎に、広範な行政権限を持つ委員長を直接選挙で選出する、憲法条約を制定し、欧州政府と各国政府は憲法の規定に従ってそれぞれ権限を持つ、今後の欧州統合は、ジャック・ドロール元欧州委員会委員長が提案した原加盟国（founding countries）6カ国を含む「国民国家からなる連邦」（federation of nation-states）の前衛（avant-garde）（注3）もしくはヘルムート・シュミット元西独首相とヴァレリー・ジスカールデスタン元仏大統領の構想である「ユーロ圏欧州」（注4）の形成を想定している（注5）、「前衛」あるいは「重心」

(centre of gravity) と呼ばれる国家グループは新たな欧州枠組み条約 (European framework treaty) を締結し、連邦憲法の中核とする、この連邦憲法に基づいて連邦は固有の制度、政府、議会と直接選挙で選出された大統領を備えている、この重心グループは全ての EU 加盟国と加盟申請国に対して開かれており、全加盟国が参加できるが、さらなる統合を望まない国は強制されないし、また統合を望む国を阻むことはできない、というものである。

時あたかも EU 議長国フランスの下で 2000 年 12 月末の仏ニース欧州理事会 (EU サミット) に向けてアムステルダム条約の改定交渉が政府間協議で行われている最中の微妙な時期であっただけに、EU 主要国の外相がこれまではタブー視されていた「欧州連邦」あるいは「欧州政府」(European government) という、私見とはいえこれだけ大胆な欧州統合構想を提案したことで、欧州各国にさまざまな反応を呼び起こした。

この提案に対して、ドイツ国内では与野党ともに支持する意見が大勢を占め、なかんずく野党のキリスト教民主・社会同盟 (CDU / CSU) は好意

的な反応を示した。フランスのユベール・ベドリヌ外相 (当時) も「この提案を歓迎する。EU 拡大を控えたこの時期に、このような議論は不可欠である」(注 6) と評価したほかに、統合推進派のベネルクス諸国やロマン・プロディ欧州委員会委員長も「欧州の将来を熟考する時期が再び到来した」(注 7) と、フィッシャー提案を支持する意見を表明した。

しかしながら、フランス政府内でもジャン・ピエール・シュベヌマン内相 (当時) のように、フィッシャー外相とル・モンド紙・ディ・ツァイト紙で紙上対談し、フィッシャー提案の連邦主義が覇権主義につながる恐れがあると激しく批判するなど複雑な反応を示した (注 8)。一方、英国は「フィッシャー提案はわれわれを孤立させるものだ」(タイムズ紙) と反発を示し、大国主導で進む統合の進展に警戒感を持つ北欧諸国などの統合消極派との間の統合論争に火をつけた形になった。

(2) シラクの「パイオニア・グループ」構想 -- 国民国家の解体を望まず

2000 年 6 月 9 日ドイツ・マインツで開催された第 75 回仏独首脳会議で

先のフィッシャー構想に対して、これを歓迎する意向を示していたジャック・シラク大統領は6月27日(注9)、ベルリンの独連邦議会で演説し、欧州の将来像について自らの見解を初めて明らかにした(注10)。安全保障など特定分野の統合を積極的に推進するために、独仏両国が中心となって一部の加盟国が先行する「パイオニア・グループ」(pioneer group)の結成を提案した。そして、数年以内に「欧州憲法」(European Constitution)を作成することを視野に入れるべきだと述べた。ただし、欧州の将来像について、「仏独は、欧州超国家(superstate)の出現を望んでいない。国民国家の解体は愚かな考え方だ」と述べて、国民国家の連合体をとしての統合像を示した。

フランスは2000年7月から半年間、EU議長国として同年12月の二一ス欧州理事会に向けてEU機構改革に全力を尽くすと表明する一方、「独仏がEUの前衛となるべきだ。両国のみがEUの拡大も深化も推進できる」として欧州統合の長期ビジョンを示した。統合分野について、安全保障、経済・外交政策、犯罪対策などが含まれるとし、「パイオニア・グループ」が協力関係を強化することになるだろう

としている。東方拡大を視野に入れて「統合に2つのスピードがあってもよい」としたうえで、この「パイオニア・グループ」の門戸は開かれていることも強調した。フィッシャー外相の欧州連邦構想の中で提案した先行グループのための条約締結や新たな組織の導入は不要としている。

しかしながら、このシラク構想には、フィッシャー構想と比較した場合、将来の欧州政府や欧州大統領、あるいは直接選挙による欧州議会についての具体的な中身がほとんど言及されていなかったが、これは明らかに2002年中に行われる予定のフランスの大統領選挙を意識したもので、特に将来の欧州像と国家主権についての自己の見解を明らかにすることを回避したとみられた(注11)。

シラク演説の要旨は以下の通りである。

- 1) 繁栄、雇用、安全、環境など連合の恩恵が感じられる、市民により近い欧州でなければならない。国民国家に取って代わって、国際生活におけるアクターとしての国家の存在に終止符を打つような欧州超国家の出現は望まない。国民国家の解体を考えることは愚かなこ

- とである。
- 2) この欧州をより民主主義的なものにしなければならない。すなわち、欧州における欧州議会、加盟国議会を通じての民主主義を発展させる。「補完性原則」による欧州レベルでの権限の再配分。強力な欧州は多数決制と加盟国の相対的な重みを反映した効果的かつ公正な意思決定メカニズムを有しなければならない。
 - 3) 統合をさらに進めたい国が、自主的にかつ明確な計画に基づいて、それを望まない国によって遅滞させられることなく先行することができなければならない。統合の深化は、仏独枢軸に集結する「パイオニア・グループ」のイニシアティブで進められる。このグループは新たな「より緊密な協力」(enhanced cooperation)(注12)に基づいて統合の深化に道を開くが、EUの結束やアキ(acquis)(注13)を再び問題にしてはならない。
 - 4) パイオニア・グループは自由裁量に基づくのではなく、緊密化協力全体に参加することを決意した国の意志によって、最終的には、経済政策、防衛・安全保障政策、犯

罪との戦いの分野にまで進む。グループの参加国は新たな条約も制度も必要とはしないし、柔軟な調整を図る機能を持つ事務局(secretariat)を持つべきである。このグループはこれに参加を望む全ての国に開かれている。

- 5) 拡大、深化の過渡的期間を経た後、諸条約の改正を行い、初めての欧州憲法を制定する。

シラク構想に対する反応については、欧州統合議論のトリガーを引いた当のフィッシャー外相は「自分の提案と多くの共通点がある」として、強い満足感を示した。また、ドイツ政界は与野党共にシラク提案を支持したのに対して(注14)、6月29日、ベルリン郊外ポツダムでシュレーダー独首相と会談したトニー・ブレア英首相は、「シラク提案が中核欧州(hardcore Europe)を目指すものではないので、なんら懸念する理由はない。パイオニア・グループが2つのスピードの分裂した欧州のことであれば、到底容認できない」と述べているし(注15)、ハンガリーなど中・東欧のEU加盟交渉国からは「一流国と二流国を生み出すもの」との声が出ていて、中小諸国からは強い警戒感が示された。

もっとも、保革共存体制のもとにあるフランス国内では、リオネル・ジョスパン首相（当時）が、シラク演説をフランス政府の公式見解にあらずとしてこれを退けたことに対して、シラク側が公式の立場を述べたもので、EU議長国である間フランスは1つの声でもって行動すべきだと強く反論した（注16）。

（3）ブレアの「スーパーパワー欧州」
構想 -- 超国家（スーパーステート）には反対

政権発足時から「欧州で指導的な役割を果たす」と主張してきた英国のブレア首相は、国内に反欧州感情が根強く、ユーロへの参加もままならず、将来の欧州像を示せていない。フィッシャー構想やシラク構想と、相次いで独仏主導で打ち出される欧州の将来像に対して、ブレア首相は次第に焦燥感を強めていた。

2000年10月、ポーランド訪問中のブレア首相は、ワルシャワのポーランド証券取引所においてEU加盟交渉国首脳に対して演説で行い、政府間権力と超国家権力の独特の組み合わせである「自由で独立し、主権を持った諸国の欧州」を提唱した（注17）。

ブレア構想は先のフィッシャー外相の欧州議会を二院制で構成するという構想を受け入れている反面、シラク大統領の「パイオニア・グループ」構想を条件付きながらの支持を表明している。全体的には、シラク構想の「国民国家からなる連合」（union of nation-states）に近い構想とみられる。

ブレア構想は、欧州の諸機構を政府間協力に反する形に変えることに何の利益も見出せない、人々が求めている新しい欧州は単なる自由貿易地域（FTA）でもなければ、古典的な連邦主義者の超国家の欧州でもない、自由で、独立した主権国家が共通の利益を追求するために、この主権を共有することが選択できる欧州であり、EUは政府間主義と超国家主義のユニークな組み合わせとしてとどまるだろう、

このような欧州は経済的・政治的な「超大国」（superpower）ではあるが、「超国家」（superstate）ではありえない、法的拘束力を持つ欧州憲法よりも、欧州レベルと各国レベルでそれぞれ実施すべきことを決定する政治的な諸原則の声明である、ある種の管轄権憲章（a kind of charter of competences）を起草すべきである、加盟国議会議員を含む欧州議会の第2院を創設し、

その主要な任務はこの憲章の実施を支援することである、一部の加盟国が「先行統合」(注18)、すなわち「より緊密な協力」をすることには反対しないが、これらの国が中核 (hardcore) を形成しないことが条件であり、いつの時期でも参加を希望する国に対して開かれていなければならない、というものである。

この演説は国内野党の保守党の欧州懐疑派 (Eurosceptics) から、国民国家としての英国の地位を危うくするものだととして厳しく攻撃されたが、ブリュッセルの欧州委員会や英国の産業界からは時宜を得た提案だとして支持された。この演説草稿は、事前にプロディ欧州委員長、スウェーデンのヨラン・ペーション首相、ジュリアノ・アマート伊首相 (当時) との間で協議されていただけに、ブリュッセルではフィッシャー構想やシラク構想よりも積極的な意味を持つとの評価もなされた (注19)。

(4) シュレーダーの「統合の最終形態」構想 -- フィッシャー構想
以上に連邦的

2001年4月30日付独シュピーゲル誌上でゲアハルト・シュレーダー独

首相が欧州統合の最終形態に関する構想を初めて明らかにした。この構想は、5月7日ベルリンで開催された第5回欧州社民党大会にも提案された。この大会でシュレーダー首相は挨拶し、その趣旨を説明した (注20)。

この構想は、同年11月19~23日ニュルンベルク社会民主党 (SPD) 年次党大会での宣言採択を目指してシュレーダー主導で SPD 作業グループがまとめたものである。

シュレーダー構想の概要は、EUと加盟諸国との責任の分割は21世紀の挑戦にうまく対処できない、現在の分離した責任体制は透明性と明快さを欠いている。市民の日常生活に影響する諸決定に対する責任がどの政治レベルにあるのか明らかでない。このことは欧州レベルの政治活動の正当性に疑問を投げかけるものである、SPDは欧州委員会を強力な「欧州行政部」(European executive)として創設(ただし、「欧州政府」という語句を使うことを慎重に避けているのは、EUの超国家化を望まない英国、フランスなどの批判を避けるためなのだろう)意思決定権限を引き上げ、EU予算への完全な主権を与えることによる欧州議会の権限の一層の強化および

閣僚理事会の欧州国家院 (European chamber of states) への切り替え、基本権憲章は欧州憲法の前文となるべきことをそれぞれ要請する、というものである (注21)。

前年5月のフィッシャー外相の欧州連邦構想と相まって欧州統合をドイツが主導するかの印象を与えたことと、フィッシャー構想以上に「欧州連邦構想」を強く打ち出していることから、国内のみならず他のEU加盟国からも大きな反響を呼び起こした。シュレーダー構想はドイツの与党や野党キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) から幅広い支持を獲得した。しかしながら、パリ・ボン枢軸からパリ・ベルリン枢軸へのシフトという時代の変化を反映してか、欧州社民党ベルリン大会でシュレーダー構想へのコメントを拒否してリオネル・ジョスパン仏首相がいぜんとして沈黙を守り、自らの構想を明らかにしなかった (注22)。フランスのピエール・モスコビシ欧州担当相 (当時) は「政府間主義、閣僚理事会の犠牲において統合を進めようとするバランスを欠いた提案」と激しく攻撃し (注23)、仏ル・モンド紙も「ドイツの利己主義的ビジョンの反映ではないか」、「シュレーダーのエゴイズム」

と手厳しく批判した記事を掲載した (注24)。

(5) ジョスパンの「国民国家の連邦」構想 -- 国家の解体のない欧州建設を

約1年前にフィッシャー外相がフンボルト大学で「欧州連邦」構想を明らかにして以来、前述のように、欧州統合の将来像に関する各国指導者のさまざまな見解が続々と発表されてきた。しかし、欧州統合の中核国フランスのジョスパン首相 (当時) は自らの見解を明らかにせず、沈黙を守り続けていた。このため欧州統合に消極的との批判も出ていた同首相が2001年5月28日、ラジオ・フランス外人記者センターで演説し、1998年の首相就任以来初めて独自の構想を説明した。

彼の構想は一言で表現すると「国民国家からなる連邦」ということができる。ドイツのシュレーダー首相やフィッシャー外相が自国の連邦制をモデルに提唱した「欧州連邦」構想には、各国政府の権限の制限につながることを理由に反対する姿勢を示し、シラク大統領の「パイオニア・グループ」構想とも距離を置いたものであった。ジョスパン演説の概要は以下の通りである (注25)。

- 1) 統合の優先政策については、フランスあるいは他のいずれの欧州諸国家も解体せずに欧州を建設することであり、「国民国家からなる連邦」を支持する。「連邦」は一部の人の人にとって、その合法性をもっぱら欧州議会に置く欧州執行部 (European executive branch) を意味し、その執行部は外交、防衛権を独占するであろう。新たな統合体においては、現在の国家はドイツの州 (Länder) や米国の州 (States) の地位を占めるにすぎないと考えられるが、フランスや他の欧州諸国はそのような「連邦」の地位や解釈を受け入れることはできない。
- 2) 「連邦」が権限を段階的に制御された仕方で連合レベルと共有するか、あるいは移行することを意味するならば、それはドロール元欧州委員長が提唱した「国民国家からなる連邦」であり (注 26)、両手を挙げて賛成する。これこそ連邦主義者の理想と欧州の国民国家の現実とのユニークで分解不能の混合体である。すでに欧州司法裁判所による欧州法の優越性、独立した欧州委員会、直接選挙で選出された欧州議会、単一市場、単一通貨といった強力な連邦的諸力が存在している。しかし、政府間協力はなお、重要な役割を果たしており、必須なものとして残るだろう。拡大に向かって進むので、「より緊密な協力」は必須であるが、2 速度の欧州は受け入れられる提案ではない。
- 3) 「国民国家からなる連邦」へと進むのであれば、「補完性原則」にしたがって連合と国家との権限を明確にする必要がある。加盟国の国内議会は欧州建設にもっと緊密に関与すべきである。加盟国の国内議会と欧州議会との間の現在の協議手続きは十分に進んでいないので、常設の議会議 (permanent conference of parliaments、あるいは Congress) に共同体の諸機関が「補完性原則」にしたがっているかどうかをモニターさせるなどの実質的な政治的役割を与える。
- 4) EU の制度は欧州委員会、理事会、欧州議会の三角形の上に構築されるべきであるが、その均衡が重要であり、変化もまた必要である。欧州の全般的な利益を守る欧州委員会の政治的権威と正当性を強化しなければならない。欧州委員会

委員長は欧州議会選挙で勝利を収めた欧州政党から出すべきである。欧州議会は、欧州委員会が説明責任を持ち、これを非難動議できる機関としてその役割を果たしているが、逆に欧州議会の説明責任をさらに定義づけるべきである。欧州理事会は欧州委員会あるいは加盟国からの提案によって欧州議会を解散する権限を持つべきである。

- 5) 理事会を強化するべきである。欧州理事会は欧州委員会と欧州議会の提案に基づく真の多年度の「立法的」計画を承認する役割を持たせるべきである。欧州理事会は一般的な政策ガイドラインや主要な連合の決定を議論することに集中するために、現行の年2回ではなく隔月に開催するべきである。さらに、副首相レベルの常設の閣僚会議を設けて各国政府内で欧州問題の調整を図り、また、欧州理事会の準備や調整をはかり、欧州議会との共同決定者としての役割を果たすべきである。
- 6) 単一通貨ユーロ参加国の財政相による「経済統治機構」を創設し、ユーロ圏の財政・金融政策の一本化を求める。欧州憲法の制定には

賛成であるが、単なる条約を憲法と名付けるだけで不十分であり、現行の諸条約の根本的な改革が必要である。基本権憲章がその中核となるだろう。

フィッシャー外相は欧州の将来議論に貢献すると歓迎の意を示したが、シュレーダー首相筋は見解を留保し、ブレア首相はジョスパン構想の政府間主義重視の提案部分を歓迎するなど、複雑な反応が見られた(注27)。

2. ラーケン宣言と欧州の将来像の模索

(1) ラーケン宣言と「改革と挑戦の欧州」

EUは2001年12月14、15日、ベルギー・ラーケン欧州理事会において、欧州統合の将来像を検討するため、各国政府、議会の代表のほか、欧州委員会、欧州議会の代表らによる諮問機関を創設することを盛り込んだ「ラーケン宣言」を採択した(注28)。

「欧州の将来に関するラーケン宣言」はラーケン欧州理事会議長総括の付属文書の形で合意されたものである(注29)。以下では欧州統合の将来像を検討するための前提となるラーケン宣言

第 1 表 欧州統合構想を巡る最近の動き

2000 年 5 月	フィッシャー独外相、「欧州連邦」構想を提案（フンボルト大学）
2000 年 6 月	シラク仏大統領、欧州統合構想（「パイオニア・グループ」）について独連邦議会演説
2000 年 10 月	プロディ欧州委員長、欧州議会で欧州統合について演説
2000 年 10 月	ブレア英首相、欧州政策について演説（ワルシャワ）
2000 年 12 月	欧州理事会、ニース合意
2001 年 2 月	ニース条約調印
2001 年 4 月	シュレーダー独首相、EU の「最終形態」構想提案（シュピーゲル誌）
2001 年 5 月	ジョスパン仏首相、「国民国家の連邦」構想発表
2001 年 5 月	独社民党（SPD）、欧州社民党大会に「欧州連邦」構想提案
2001 年 6 月	アイルランド、国民投票でニース条約批准を否決
2001 年 11 月	独 SPD、年次大会（ニュルンベルク）で宣言採択
2001 年 7 月	欧州委員会、欧州統治白書発表
2001 年 12 月	ラーケン・グループ、欧州統合構想提案
2001 年 12 月	欧州理事会、ラーケン宣言採択
2002 年 2 月	諮問会議（コンベンション）開会
2002 年 10 月	諮問会議、欧州憲法条約枠組み案公表
2002 年 12 月	アイルランド、国民投票でニース条約を批准
2003 年 1 月	独仏、EU 機構改革案を共同提案
2003 年 2 月	ニース条約発効
2003 年 2 月	欧州憲法条約草案の一部公表
2003 年 6 月	諮問会議、欧州憲法条約最終草案採択
2003 年 6 月	欧州理事会（ギリシャ・テッサロニキ）、欧州憲法条約草案承認
2003 年 10 月	憲法制定のため基本条約改正の政府間協議（IGC）開始（予定）
2004 年中	IGC 終了（予定）
2004 年 5 月	中・東欧諸国 EU 加盟（予定）
2004 年 6 月	欧州議会選挙（予定）
2004～05 年	欧州理事会、新基本条約草案採択（予定）

（出所）筆者の作成による。

の概要を紹介する(注³⁰)。

ラーケン宣言は、第1部「岐路に立つ欧州(Europe at a Crossroads)」、第2部「再生された連合における挑戦と改革(Challenges and Reforms in a Renewed Union)」、第3部「欧州の将来に関する諮問会議の招集(Convening of a Convention on the Future of Europe)」からなっている。

第1部ではECSCから始まる50年の歴史を経過して、EUはその本質を明確に定義すべき時期、すなわち岐路に立っているとの認識を示している。中・東欧への拡大は冷戦時代の欧州を清算することになり、50年前とは異なるアプローチを必要としているが、この新たなアプローチを模索するにあたって、現在あるいは将来のEUが直面する試練として、「欧州が直面する民主主義の試練」を挙げており、EUの組織が欧州市民により近い存在となることの必要性、EUの過剰介入による欧州市民のアイデンティティに対する脅威、EUと市民間の疎外感とEUレベルでの民主主義的要素の不足の問題を指摘している。

また、「グローバル化する世界の中での欧州の新たな役割」では、ベルリンの壁の崩壊後も安定した世界秩序

は出現せず、9.11同時多発テロ事件はそのことを認識させたとしている。EUはグローバル化した世界でいかなる役割を果たしうるのがかを模索する必要に迫られているとして、EUはこれまで育んできた民主主義と人権に基礎を置いて世界において一定の役割を負うべきであり、そのことを期待されているとしている。

そして、「欧州市民の期待」として、民主主義に基づき、世界の中で重要な役割を担おうとするEUのイメージは欧州市民のEUに対して持つ期待でもある。欧州市民が期待している政策分野は、司法・安全保障、国際犯罪、雇用、貧困、社会的排除、環境などである。他方、EUが官僚的行動様式に支配されていることを懸念していることから、開放的、民主的に統制された共同体アプローチを期待していると結論づけている。

第2部では、今後のEUが目指すべき方向として、「EUの民主主義的要素の充実」、「EU全体の透明性の向上」、「EUの効率化」の3点が指摘されている。特に、「いかにして欧州市民、特に若者層にとって欧州の将来設計や欧州の機関を身近なものにしていくか」、「いかにして拡大EUに

において政治と欧州規模の政治分野を有機的に結び付けていくか」、「いかにしてEUを新たな多極化した国際社会における安定的要素かつ1つのモデルとして発展させていくか」といった3つの緊急な解決を要する課題を挙げている。

(1)「EUにおける権限の適正配分と定義」では、EUと加盟国間の権限の配分の整理統合の明確化あるいは透明性の確保、新たな枠組み内で、かつ「共同体の今日までの蓄積である「アキ・コムノテール(acquis communautaire)」を尊重しつつ、権限の再編成を行うことの必要性の是非、再定義される権限配分がEU、加盟国、地域の権限関係を侵害しないか否かに関する設問が設定されている。

(2)「EUの法的手段の簡素化」では、EUの立法的手段や行政的手段など様々な法的手段は、より詳細に定義されることが可能なのか、およびその数は縮小されるべきかどうかを取り上げている。

(3)「EUにおけるより一層の民主主義、透明性および効率性」では、EUの正当性は、EU自身が提示する民主主義的価値、EUが追求する目的、EUが持つ権限と手段に基づくもので

ある。具体的には、EUは民主的、透明かつ効率的な組織構造によって、その正当性を獲得する必要があるとしている。検討すべき課題として、欧州委員会、欧州議会と理事会の民主的正統性と透明性の増大、加盟国議会の役割(注31)、すなわち、国内議会がEUの中で役割を果たす方式と担うべき役割、拡大EUにおける政策決定の効率性と活動を挙げている。

(4)「欧州市民憲章に向けて」では、現行の諸条約の簡素化、条約構造の再編成の可能性、二条約で合意された基本権憲章が基本条約に含まれるかどうか、ECは欧州人権規約に参加すべきかどうか、EUにおける憲法的文書の採択の問題を指摘している。

第3部「欧州の将来に関する諮問会議の招集」では、この会議の構成や活動方式を明らかにしている。すなわち、議長と副議長、構成、会期、活動方式、最終文書、フォーラム、事務局について明記している。

(2) 諮問会議(コンベンション)創設と目的

2002年2月28日、ラーケン宣言に基づいて、ジスカールドスタン元

仏大統領を議長とする「欧州の将来に関する協議会（コンベンション）（Convention on the Future of Europe）」が召集され、2002年6月でEUの前身である欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）創設から満50年迎えるのを節目に、拡大EUをにらんだ欧州の将来像に関する議論が本格化した。そして、約1年間議論して2003年6月初めまでに欧州憲法草案をまとめ、その後2003年6月末のギリシャ・テッサロニキ欧州理事会（EUサミット）の承認を受けて、加盟国代表による政府間協議（IGC）が2003年10月からニース条約の改正協議に入り、2004年までに基本条約改正案をまとめることになっている。

この諮問会議は、EUの加盟国数が2004年中には現在の15カ国から25カ国になる見込みであることを受けて、EUが機能不全に陥ることを防ぐこと、また欧州市民に開かれた形で民主的に欧州の将来について議論することを目的としている。具体的には、ラーケン宣言の第2部に明記されているように、緊急に解決すべき3つの具体的課題に取り組むために、EUと加盟国との権限の分配、EUの法的手段の簡素化、EUの諸機関の民

主性・透明性・効率性の確保、EUの条約の簡素化・再編（憲法採択の可能性の検討）のような問題について、約1年間かけて議論することになっている。

諮問会議は、EU各国の利害がまともにぶつかりやすい政府間協議（IGC）という形を避けて、大所高所に立って新たな欧州像を模索するために開かれた協議を展開しようという目的がある。諮問会議の構成は、議長のジスカールデスタン元仏大統領、副議長のジュリアノ・アマート元伊首相、ベルギーのジャンリュック・デハーネ元首相の統合推進派の3人に加えて、EU加盟国政府代表、加盟申請国政府代表、加盟国議会代表、加盟申請国議会代表、欧州議会代表、欧州委員会代表の105名と経済社会評議会や地域評議会などの代表のオブザーバー13名の合計118名である。

諮問会議の作業はジスカールデスタン議長の提案によって、3段階に分けて進める方針が決められた。第1段階は2002年夏まで幅広い層からの「意見聴取」が続けられる。2002年6月開催のスペイン・セビリア欧州理事会においてジスカールデスタン議長が諮問会議の進捗状況を報告する。第2

段階の「検討段階」は2002年9月から始まり、意見聴取の結果を踏まえて、具体的な改革案の策定に向けた協議を開始する。第3段階は2003年春の「文書作成段階」で、上半期末前に最終文書が策定され、2003年6月のギリシャ・テッサロニキ欧州理事会に提出することになっている。

諮問会議では、欧州憲法の制定や大統領制の導入といった「欧州連邦」への道を進むのか、それとも「国民国家からなる連邦」とどまるのか、前述したような様々な構想が議論されることである。シュレーダー首相は憲法草案のような提言が出ることが理想的だとして、連邦制実現に弾みがつくことへの期待感を示したのに対して、ブレア首相は連邦的超国家のようなものではないと国家主権の無制限の委譲への警戒感を示した。すでにブレア、シュレーダー両首相は、コンベンション初会合の直前の2002年2月25日、EU議長国のスペインのホセ・マリア・アスナール首相に書簡を送り、当面の課題として現行の閣僚理事会の意思決定方式のままでは2004年に見込まれる25カ国体制が十分に機能しないとして、欧州理事会と閣僚理事会の改革を提言した(注32)。

3. 欧州憲法草案と欧州の将来像

(1) 諮問会議、初の憲法枠組み草案を発表

2002年10月28、29日、諮問会議は全体会議を開き、初の欧州憲法の枠組み草案である「ジスカールデスタン草案」(「欧州憲法制定条約」準備草案)を公表した(注33)。以下では同草案の基本的な方向性と主要な特徴点を簡単に説明する(注34)。

46条からなる草案の内容は、憲法条約の制定、EC、外交・安全保障、警察・司法の「三本柱構造」の廃止、憲法条約への基本権憲章(Charter of Fundamental Rights)の編入、EUの単一の法人格を規定、国内議会の関与の明文化(補完性原則の強化) -- 国内議会がEU立法議会を監視などの基本的な方向性を示している。

いくつかの特徴点としては、まず将来のEUの名称として、「欧州共同体(European Community)」、「欧州連合(European Union)」、「欧州合衆国(United States of Europe)」、「連合欧州(United Europe)」の4案が併記されている。また、「連邦」への言及がなされていることである。すなわち、

「欧州諸国からなる連合であって、各々の国民の一体性を保持しつつ、欧州レベルで各々の政策を調整し、および「連邦的基礎 (a federal basis)」に基づき一定の共通機能を司る」と明記されている。英国は「連邦的 (federal)」という文言や「欧州合衆国」について、連邦色が強すぎるとして早々に拒否している (注35)。

もうひとつの焦点となっているのは、対外的な欧州の顔となる「欧州大統領」(欧州理事会議長)を創設するかどうかである。この構想はもともとシラク仏大統領が2002年3月の欧州議会での演説で言及したものである。ブレア首相やスペインのアスナル首相が支持を表明したが、欧州委員会はこの構想が自らの権限縮小につながるとして、プロディ委員長が独自の欧州憲法案(注36)を公表したり、欧州委員会がEU機構改革案を出して猛反発していたものである(注37)。この草案では、欧州理事会議長と理事会議長を区別し、欧州理事会議長の常設化を想定しているとみられている。

(2) 独仏、EU機構改革案を共同提案

2003年1月22、23日のエリゼ条約(注38)40周年記念を直前にして、

仏独両国間で意見の一致が見られなかったEU機構改革に関してシラク・シュレーダー首脳会談で合意が成立し、1月15日、仏独の共同提案の形で諮問会議に提出された(注39)。この共同提案では、「将来の欧州を国家・国民・市民の連合」とする「国民国家からなる連邦」とした上で、半年毎の輪番制となっている欧州理事会議長国制に代わって常任の欧州理事会議長ポストを新設し、常任理事会議長と欧州議会が選出する欧州委員会委員長の双頭体制を導入することや、EU外相ポストの新設などのアイデアが提示されている。それまでEU機構改革については、主権国家の維持の観点から、欧州理事会の強化を主張するフランスと、連邦制を推進し欧州委員会の強化を主張するドイツとの間で意見の一致が見られなかった。

仏独共同提案は、欧州理事会における常任議長制の導入(現在の全加盟国半年ごとの議長国輪番制に代えて、5年または再選可能な2年半の任期を持つ欧州理事会議長ポストを新設し、その職務に専念する。また、国際的な首脳会議においてEUを代表する)、

欧州議会による欧州委員会委員長の選出(欧州委員会委員長は、現在の選

出方法に代えて、欧州議会で特定多数決により選出された後、欧州理事会での特定多数決により任命し、欧州委員会の民主的正統性を確保する)、EU 外相ポストの新設(現在の欧州委員会対外関係担当欧州委員と共通外交安全保障政策(CFSP)上級代表のポストを統合し、EU 外相ポストを新設する)などとなっている。

欧州理事会常任議長と欧州委員会委員長の双頭体制(仏ル・モンド紙は、EU 首脳の共存、cohabitation という表現を使っている)については、欧州理事会や加盟国の立場の重要性を強調するフランスと、連邦制の推進と欧州委員会の強化を主張するドイツとの間の困難な妥協の結果である。しかしながら、フィッシャー外相が3年前にフンボルト大学の講演で提案した「一人の議長あるいは一人の委員長」という構想からかけ離れたものとなっているうえに、理事会議長と欧州委員長の具体的な役割分担や権限については言及されていないなどの問題点も指摘されており、評価は一様ではない。

この共同提案に対して、英国、スペインや諮問会議のジスカールデスタン議長らは欧州理事会の強化を目指す提案に好意的な評価を示す一方、仏独主

導の統合に反対するイタリア、大国支配を警戒するオランダなど中小国や2つのポストが競合して混乱を助長するばかりだと厳しく批判するプロディ欧州委員長ら是否定的な評価を下すなど、複雑な反応が見られたが(注40)、欧州統合を主導してきた仏独による共同提案であることから、諮問会議におけるその後の議論や2004年の政府間協議(IGC)に大きな影響を与えるものと考えられた。

(3) 欧州理事会(EU サミット)、欧州憲法最終草案を承認

諮問会議における欧州憲法草案の作成作業は、イラン問題を巡る欧米間の対立・緊張にもかかわらず、ほぼ予定通り進められた。2003年4月22日、ジスカールデスタン議長が独自案を諮問会議理事会に提出した(注41)。その後の厳しい対立と激しい討議を経て(注42)、諮問会議理事会は5月27日、欧州憲法草案を公表した(注43)。ドイツ、フランス政府は6月10日、欧州憲法草案を無修正のまま支持することで合意した。同日のベルリンのシュレーダー・シラク首脳会談で確認した。仏独両国の支持でこの草案が諮問会議で採択される公算が大き

くなった。

そして、6月13日、諮問会議は全体会議で欧州憲法最終草案を採択した(注44)。憲法条約草案は、前文と4部の本文で構成されている。第1部は「連合の定義と目的」「連合の権限」「連合の機構」など、第2部は「連合の基本的人権憲章」、第3部「連合の政策と機能」、第4部「一般・最終規定」となっている。特に、議論を呼んだ機構改革の主な内容は、欧州理事会は特定多数決により任期2年半(再選1回)の理事会議長(大統領)を選出、欧州理事会は理事会議長の主宰により、欧州委員会委員長、EU外相の出席の下で四半期に1回開催。議長は外交・安全保障分野でEUを対外的に代表する、欧州委員会は、委員長、EU外相(副委員長兼務)、輪番制で選出される13委員で構成、2009年11月1日から適用、欧州委員会委員長は欧州議会の過半数以上の支持を前提に、欧州理事会が特定多数決で選出、任命するなどとなっている。欧州憲法草案のポイントは第2表のとおりである。

欧州理事会議長の権限と役割分担を巡って大国と小国の間で妥協が成立し、常設の理事会議長と外相の創設が

承認された。また、2004年5月のEU拡大後閣僚理事会での多数決制を拡充することとした。EU憲法草案が採択されたが、主権に配慮して、玉虫色になった。ジスカールデスタン議長は「意見対立は激しかった。会議の結果は完全なものではないが、予想を上回る出来だ」と語った(注45)。

2003年6月19、20日、ギリシャ・テッサロニキで開催された欧州理事会は欧州憲法草案を基本的に承認した(注46)。この草案を次回の政府間協議の基礎的議題とすることを決定した。これによりEU議長国イタリアは10月のIGC召集に向けて7月から手続きを開始する。欧州理事会はIGCに対して、できるだけ早くEU憲法条約を成立させ、欧州議会選挙が予定されている2004年6月までにEU市民に周知しなければならぬとした。この決定によりEU議長国であるイタリア政府は、10月のIGC召集に向けて7月から手続きを開始した。欧州理事会はIGCに対して、できるだけ早期に欧州憲法条約を成立させ、欧州議会選挙が予定されている2004年6月ごろまでにEU市民に周知しなければならぬとしている。また、中・東欧新規加盟国もIGCに参加し、拡大EU

加盟国は 2004 年 5 月以降できるだけ 憲法条約は EU 各国の批准を経て
 早期に正式署名することを確認した。 2006 年ごろ発効の見通しである。

第 2 表 欧州憲章草案のポイント

連合の定義と目的 EU とは	共通の未来を築く市民と国家とで形成。各国は主権の一部を EU に委譲
加盟国との関係	各国家の独自性と歴史を尊重し、多様性の中で団結する
EU の目的	平和と市民の福祉の促進
欧州市民	加盟国国民は同時に EU 市民
政策機構 欧州理事会議長(大統領)	特定多数決により理事会議長を選出。任期 2 年半、1 回だけ再選可能。欧州理事会の議長を務める。欧州理事会は理事会議長の主宰により、欧州委員会委員長、EU 外相の出席の下に、四半期に 1 回開催。EU の対外代表
EU 外相	欧州理事会が欧州委員会委員長の同意の下で、EU 外相を任命。外相理事会を主催。欧州委員会副委員長を兼務。EU の共通外交・安全保障政策を担当
閣僚理事会	欧州議会とともに立法機関としての機能を果たす。閣僚理事会議長は 1 年ごとに交代。「全体問題および立法理事会」を新設
欧州委員会委員長	欧州議会の過半数以上の支持を前提に、欧州理事会が特定多数決で選出、任命
欧州委員会	欧州委員会は委員長、EU 外相、輪番制で選出された議決権を持つ委員 13 名で構成し、その他の加盟国からの委員は議決権を持たない。2009 年 11 月から実施
欧州議会	立法機能を強化するため、共同決定権の対象分野を拡大
各国議会	欧州委員会の法案が自国の権限に抵触している場合、欧州裁判所への提訴が可能

(次頁へつづく)

(前ページよりつづく)

EU と加盟国の政策分野 EU 専管の政策分野	ユーロ圏の通貨政策、共通通商政策、国際貿易協定、関税同盟、共通漁業政策の下での海洋生物資源保護、共通外交・安全保障
EU と加盟国との共管の政策分野	域内市場、自由・安全・裁判分野、農業・漁業（海洋生物資源保護を除く）、運輸、汎欧州ネットワーク、エネルギー、社会、経済・社会・地域結束、環境保護、消費者保護、公衆衛生
EU が加盟国の政策を支援、調整、補足的に活動する分野	産業、健康保護・増進、教育、職業訓練、青少年保護、スポーツ、文化、市民保護
議決方式	特定多数決制を改革、通常は、加盟国の半数以上の国数と賛成国の合計人口がEU 総人口の 60 % を超えれば可決できる。2009 年 11 月から実施 司法・警察分野など特定多数決制を拡大 外交・安全保障、税制、社会保障などの分野では全会一致制を残す。重要案件については、欧州理事会の承認を得たうえ特定多数決で採決できる
透明性	欧州議会や閣僚理事会の審議を公開
基本権憲章	民主制が基本。死刑禁止、難民保護
加盟・脱退	EU は価値を共有する欧州国家に開かれている。加盟国は各国の憲法上の必要が生じた時脱退できる

(出所) The European Convention: Draft Treaty establishing a Constitution for Europe などから筆者が作成したもの

4. おわりに -- 欧州はどこへ行くのか QUO VADIS EUROPA?

さて、今回欧州理事会で承認された欧州憲法最終草案の内容から、「拡大」と「深化」する中で欧州統合をどのよ

うに進めて、最終的にどのような国家形態になるのか、欧州の将来像が読みとれるかどうか。すなわち、EU 統合が拡大や深化して「欧州連邦」をめざすのか、それとも各国が多くの主権を持つ「国家連合」ととどまるのか。

今回の憲法草案の内容を見る限り、双方の主張を取り入れた妥協的な内容

のものになったという印象が強い。事実、憲法草案の原案にあった「連邦的」という文言が落ちていた。その意味ではEUは国民国家の連合であり続けるのだらうとも考えられよう。その一方で、欧州理事会議長（大統領）やEU外相のポストを新設することや、議決方式で特定多数決制を大幅に拡大している点で欧州連邦への前進をはかっているともみられよう。

「欧州はどこへ行くのか」(QUO VADIS EUROPA?)というこの論文の基本的な疑問にどのように答えるか。欧州統合を巡る様々な議論や、諮問会議の憲法草案の内容からいくつかの方向性を探ってみることにする。

まず、第1は、欧州統合の最終形態である。フィッシャー構想の「欧州連邦」とジョスパン構想の「国民国家からなる連邦」の2つの構想を軸にして模索されるであろう。ここでは、米国と欧州の国家成立の過程や、歴史的・文化的背景の大きな相違からして、いわゆる「アメリカ合衆国モデル」は欧州統合の最終形態のモデルとはならないだろう。では、フィッシャー構想の根幹をなす「ドイツ連邦モデル」に近いものに統合が進むのかどうか。筆者の答えは、「No（否）」である。

30カ国近い拡大EUは、むしろジョスパン構想の「連邦主義者の理想と欧州の国民国家の現実とのユニークな分解不能な混合体」である国民国家の連邦へと進むであろう。その方が欧州政治の現実と欧州市民の感情やニーズにより相応しているからである。

第2は、今後の欧州統合はいわゆる「先行統合」の傾向を強めながら進められるであろう。フィッシャーが「前衛」あるいは「重心」と呼び、シラクが「パイオニア・グループ」と呼び、シュミット・ジスカールデスタンが「ユーロ圏欧州」と呼んだ「ハードコア欧州 (hardcore Europe)」統合推進の方式である。アムステルダム条約で導入された「より緊密な協力」規定にしたがった、いわゆる「多段階統合 (differentiated integration)」がより一層広範な分野で進むことが考えられる。アムステルダム条約を改正したニース条約によって「より緊密な協力」条項が適用しやすくなった。「ハードコア欧州」で欧州が「中心」グループと「周辺」グループとに分断されることに強く反対するブレアも「より緊密な協力」には反対しない姿勢を示している。

事実、EUはすでにマーストリヒト

条約でこの「多段階統合」を容認しているからである。代表的な事例としては、英国に同意を得られなかった社会政策に関する条項(注47)、同じく英国とデンマークに認めた経済通貨同盟(EMU)最終段階移行への適用除外(opt-out)(注48)などがあり、同条約の枠外としてのシェンゲン協定(注49)がある。今後は全ての加盟国がいつせいに可能な分野から統合を進める護送船団方式、いわゆる「モネ・モデル」(注50)方式はますます放棄されていくことになるだろう。

第3は、「国民国家からなる連邦」は、EU(連邦)が排他的権限を持つ政策分野、EUと加盟国が共管する政策分野、加盟国が所管する政策分野が明確に規定されて、「補完性原則」にしたがって一段と管理・運営されていくことになるだろう。「ブリュッセルが欧州に君臨する」ようなEUへの野放図で過度の権限集中化にはブレーキがかかることになるだろう。英国や北欧、あるいは2004年に新規に加盟してくる中・東欧は、特にEUへの権限集中化に強く反対する立場をとっている。マーガレット・サッチャーが一貫してとった立場を思い起こしてみればよい(注51)。欧州統合主導役のシュ

レーダーのドイツが国益を優先させる共通農業政策(CAP)の国家への返還(re-nationalization)を主張し始めていることも注目されるし、「顔のない」と揶揄される肥大化するEU官僚機構(ユーロクラート)の国益軽視への欧州市民の批判や反発もこのような傾向を強めていくだろう。

第4は、欧州憲法が制定される可能性が高まったことである。欧州の大部分の国家をカバーする憲法的条約が制定されることはまさに画期的なことであろう。1951年調印された欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)条約から様々な基本条約や法規則が調印・批准あるいは決定・実施されてEUの法体系を形成してきた。その複雑な「アキ」は解釈不能で複雑な法体系である。ここで欧州市民にとっても理解可能で「明確、透明、簡素」な条約に書き換えられる必要があろうし、欧州人権規約や基本権憲章を含む欧州市民憲章へと発展していく可能性もあろう。

いずれにしても、ラーケン宣言に明記されたように、多極化した国際社会において、EUが安定的要素としてのモデルとして発展していくのかどうか、今後も多くの挑戦と課題が欧州の前途に待ち構えている。今年10月か

ら始まる基本条約改正のための政府間協議 (IGC) の動向に注目したい。

- (注1) “From Confederacy to Federation - Thoughts on the finality of European integration,” Speech by Joschka Fischer at the Humboldt University in Berlin, 12 May 2000 , <http://www.auswaertiges-amt.de/>
- (注2) EC と加盟国との間の権限関係を定めるのがこの原理である。その定義については、拙稿「欧州の私たち (将来像) は「連邦」か「連合」か - 欧州統合の最終形態をめぐる議論」(本誌 2003 年春号、No.51)30-31 頁参照
- (注3) Le Monde, 19 janvier 2000, “ Jacques Delors critique la stratégie d’élargissement de l’Union ” ドロールの主張は、彼が「国民国家の連邦」と呼んでいるような連邦の権限と加盟国の権限を明確にした連邦的統合であり、米国やドイツのような完全な連邦制を目指すものではない。彼の主張はリオネル・ジョスパン前仏首相の統合構想提案の中核をなしている。
- (注4) シュミット、ジスカールデスタン両氏は EU が機構改革をせずにこのままの状態 で 30 近くに加盟国が拡大すれば機能不全に陥るとして、「拡大」よりも「機構改革」を急ぐよう警告している。両氏は今後 20 年から 50 年の統合のプロセスで、30 近い国の中から統合に意欲的で決意の固いグループ、EU の基礎を築いた原加盟国を中心とした「ユーロ圏欧州」が欧州連邦をめざすべきだと提案している

- (読売新聞、2000 年 5 月 12 日)。
- (注5) フィッシャーも講演の中で指摘しているように、1994 年 1 月、当時の独政権与党 CDU/CSU (キリスト教民主・社会同盟) が、オーストリアなど 3 カ国の第 4 次拡大を控えた時期に公表した文書「欧州政策に関する考察」(Reflections on European Policy, Bonn, 1 Sept, 1994) の中で、「ハードコア欧州」(hardcore Europe) の創設が提案された。しかしながら、このハードコア・グループから EU 原加盟国の 1 つであるイタリアが排除されているような構想であったために、特にイタリア側からの反発が強く、具体化されることはなかった。
- (注6) Le Monde, 14/15 mai 2000, “La proposition Fischer dessine une perspective à long terme,” “Le projet d’Europe fédérale reçoit un large soutien en Allemagne,” Le Monde, 11/12 juin 2000, “Réponse à Joschka Fischer par Hubert Védrine”
- (注7) Le Monde, 20 mai 2000, “Le temps de la réflexion sur l’avenir est revenue”
- (注8) Le Monde, 21 juin 2000, “Le face-à-face Chevenement – Fischer,” International Herald Tribune, 21 June 2000, “Fischer and His French Critic Duel on EU Future”
- (注9) Le Monde, 11/12 juin 2000, “La France et L’Allemagne affichent à Mayence leur volonté de relancer l’Europe politique”
- (注10) Notre Europe,” Discours de M. Jacques Chirac, Président de la République devant le Bundestag (Reichstag, Berlin, Allemagne, 27

- juin 2000), <http://www.elysee.fr>
- (注 11) International Herald Tribune, 28 June 2000, “Chirac Offers Germans Just a Sketch of Europe”
- (注 12) より緊密な協力 (enhanced cooperation) : アムステルダム条約で規定された「より緊密な協力」(closer cooperation) によって、EU の枠組みの中で、一部の国が参加できない場合にも過半数以上の国だけで統合を推進できることが可能となった。このような柔軟な対応、「柔軟性原則」(principle of flexibility) によって一部の国が統合を先行する「先行統合」を進める狙いがある。しかしながら、適用の条件が厳しすぎたため、ニース条約で条件が緩和されて、最低 8 力国以上の参加で実施できる、第 2 の柱「共通外交・安全保障」、第 3 の柱「司法・内務協力」にも適用が可能、軍事・防衛の事項は対象としない、非参加国の拒否権は認めない、など規定されている。
- (注 13) アキ・コムノテール (acquis communautaire) : 共同体の獲得物あるいは成果といった意味である。EU/EC 基本条約、法、規則、判例などの法全体から派生する権利と義務のことをいう。
- (注 14) Le Monde, 29 juin 2000, “L’onde de choc du tournant européen de Jacques Chirac”
- (注 15) Le Monde, 1 juillet 2000, “Paris veut une réforme fondamentale ou une Europe à deux vitesses”
- (注 16) International Herald Tribune, 1/2 July 2000, “French Leadership Split on EU’s Future”
- (注 17) Prime Minister’s Speech to the Polish Stock Exchange (Warsaw, 6 October 2000), <http://europa.eu.int>
- (注 18) (注 12) を参照
- (注 19) Financial Times, 7/8 October 2000, “Blair vision welcomed by Brussels and business”
- (注 20) Speech by German Chancellor Gerhard Schröder to the 5th PES Congress, Monday May 7th, 2001, Berlin, <http://europa.eu.int>
- (注 21) Financial Times, 1 May 2001, “Germans rally to Schröder’s blueprint”
- (注 22) Financial Times, 10 May 2001, “Jospin frets over future of Europe in silence”
- (注 23) Financial Times, 3 May 2001, “Paris savages Schröder’s EU blueprint”
- (注 24) Le Monde, 13 mai 2001, “L’Allemagne égoïste de M. Schröder”
- (注 25) Lionel Jospin, “On the future of an enlarged Europe” (28 May 2001, Paris), <http://europa.eu.int>
- (注 26) (注 3) を参照
- (注 27) Financial Times, 29 May 2001, “Jospin rejects German federalist views”
- (注 28) Presidency Conclusions, European Council Meeting in Laeken 14 and 15 December 2001, SN300/1/01/REV1, <http://europa.eu.int>
- (注 29) Presidency Conclusions Annex 1 “Laeken Declaration on the Future of the European Union,” European Council Meeting in Laeken 14 and 15 December 2001, SN300/1/01/

- REV1, <http://europa.eu.int>
- (注30) 本節については、鷲江義勝「EUの将来に関するラーケン宣言 欧州の将来に関する諮問会議の設置」(同志社大学『ワールドワイドビジネスレビュー』第3巻第2号 2002年3月)124-135頁を参考にした。
- (注31) ニース条約に付属する「連合の将来に関する宣言(Declaration on the Future of the Union)」は、「欧州の全体構造の中における加盟国の国内議会の役割」を検討することを求めている(Official Journal of the European Communities, 10.3.2001/C80/85)
- (注32) “Reform of the European Council,” (a joint letter to Prime Minister Aznar of Spain by the Prime Minister Tony Blair and the German Chancellor Gerhard Schröder), 10 Downing Street Newsroom, 25 February 2002, <http://www.number-10.gov.uk>
- (注33) The European Convention, “Preliminary draft Constitutional Treaty,” Brussels, 28 October 2002, CONV369/02
- (注34) 庄司克宏「欧州諮問会議とEU拡大」(『JETRO ユーロトレンド』、No.57、2003.3)110 - 113頁を参考にした。
- (注35) Le Monde, 30 octobre 2002, “La Convention présente un canevas de Constitution pour l’Europe à 25 ”
- (注36) Le Monde, 5 décembre 2002, “Romano Prodi propose une Constitution très politique pour l’Europe ”
- (注37) Le Monde, 3 décembre 2002, “La Commission bataille pour avoir plus de pouvoir dans la future Europe”
- (注38) 1963年1月22日、ドゴール仏大統領、アデナウアー西独首相が「仏独相互協力条約」に調印した。調印場所が仏大統領官邸エリゼ宮であったため「エリゼ条約」と呼ばれている。パリ・ボン枢軸の制度化といわれて、仏国家元首と西独首相が年2回会談を行うほかに、閣僚レベル、高級事務レベルの会議が頻繁に開催されるなど両国の協調関係の緊密化が進んだ。
- (注39) Le magazine de l’actualité présidentielle, 15 janvier 2003, “Contribution franco-allemande à la Convention européenne sur l’architecture institutionnelle de l’Union,” (40ème anniversaire du Traité de l’Elysée), <http://www.elysee.fr>
- (注40) Le Monde, 17 janvier 2003, “Britanniques et Espagnols approuvent une double présidence de l’Europe,” Le Monde, 18 janvier 2003, “La fronde des 《petits pays》 contre Paris et Berlin”
- (注41) Le Monde, 24 avril 2003, “Europe: Giscard veut rendre du pouvoir aux grands pays,” “Le projet de M. Giscard d’Estaing pour l’Europe des Vingt-cinq,” International Herald Tribune April 26-27, 2003, “Giscard unveils plan for remaking the EU ”
- (注42) Le Monde, 5 juin 2003, “La Convention sur l’avenir de l’Europe est au bord de la crise,”

Le Monde, 6 juin 2003, “Dix-huit gouvernements se coalisent contre M.Giscard d’Estains à la Convention”

(注 43) The European Convention: Draft Constitution, Volume1, CONV724/03, Brussels, 26May 2003, Volume2, CONV725/03, Brussels, 27May 2003/07/27

(注 44) The European Convention: Draft Teaty establishing a Constitution for Europe, submitted to the President of European Council on 18 July 2003, Bussels, 18 July 2003 CONV850/03

(注 45) Le Monde, 15/16 juin 2003, “La Convention propose une Constitution à 450 millions d’Européens”

(注 46) Presidency Conclusions-Thessaloniki European Council, 19 and 20 June 2003, <http://ue.eu.int>

(注 47) 社会政策に関する基本条約への編入は、英国保守党政権の強い拒否によってマーストリヒト条約では付属議定書の形で英国を除く 11 カ国のみを対象としてい

た。ブレア労働党政権は、アムステルダム条約調印に際してこの社会政策条項の基本条約への編入をほぼ全面的に受け入れた。

(注 48) 英国とデンマークはマーストリヒト条約調印に際して、経済通貨統合最終段階への参加の義務を免除されたため（オプアウト）、現在ユーロを導入していない。

(注 49) ヒトの移動に関する国境管理を撤廃する協定で、第 1 次協定が 1985 年 6 月ルクセンブルグ・シェンゲンで、また、1990 年 6 月シェンゲン実施条約がそれぞれ調印された。この協定には英国、アイルランドを除く EU13 カ国が調印しているが、EU の協定ではなかった。アムステルダム条約でシェンゲン協定を同条約に編入する議定書が調印された。

(注 50)(注 2) 拙稿、前掲書、20 ~ 21 頁参照

(注 51)(注 2) 拙稿、前掲書、23 ~ 25 頁参照